

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問・意見への回答

1. 入札説明書に関する意見・質問

番号	頁	項目番号				項目名	意見・質問事項	回答
1						全般	実施方針に関する質問・意見への回答は有効との理解でよろしいでしょうか。なお、入札公告時の募集要項にて変更がある箇所については、募集要項の条件を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	2	6	1)	(3)	設計・建設業務	本施設の建設に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、「廃棄物」とは建設工事に伴って発生する産業廃棄物・一般廃棄物を指し、汚染土壌は含まないと考えてよろしいでしょうか。また汚染土壌が出た場合の処理・処分は別途協議としていただくようお願いいたします。	1点目については、お見込みのとおりです。汚染土壌が出た場合の処理・処分は別途協議とします。
3	5	2	6	2)	(3)	運營業務	「本施設から場外搬出する処理残渣については、本組合が指定する一般廃棄物最終処分場への運搬を行う。」とのことですが、想定される運搬先の一般廃棄物最終処分場の場所についてご教示ください。	一関市内に所在する組合所管の一般廃棄物最終処分場への搬入となります。
4	5	2	6	2)	(3)	運營業務	「本施設から場外搬出する処理残渣については、本組合が指定する一般廃棄物最終処分場への運搬を行う。」とありますが、搬出車両を含め、貴組合が指定する処分場へ運搬するにあたって、環境省通知（平成28年3月30日付け環廃対発第16033010号）に基づき、貴組合、特別目的会社および当社指定の運搬業者との間で三者契約を締結し、当該運搬業者へ委託してよろしいでしょうか。	差し支えありません。三者契約の契約書（案）は、事業者にて作成ください。
5	5	2	6	2)	(4)	運營業務	「運営事業者は・・・余剰電力の売電を行う。」とありますが、売電先の選定及び契約は運営事業者で行うとの認識でよろしいでしょうか。その後の記載に「売電収入及び売熱収入は、本組合の収入とする」と記載があるため確認いたします。	売電先の選定及び契約は組合にて行います。
6	6	2	6	2)	(4)	熱供給	「将来的に予定される場外余熱利用施設に供給する」とありますが、本入札図書については、施設の運營業務開始時点で場外余熱利用施設も稼働する前提にて提案すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6	2	6	2)	(4)	売電	「本事業は地方債同意等基準運用要綱に基づき、当組合の構成市町において地方債を活用する予定であることから、発電量に占める売電の割合は50%未満とし」との記載について、場内消費電力によつては、50%を超えることも考えられますが、常に50%を超えないよう発電量を抑制する理解でよろしいでしょうか。それとも年間の総発電量、総売電量にて売電量が制限されるのでしょうか。	年間の総発電量に対して年間の総売電量が50%未満とするものとします。なお、その確認は様式第5号-8に記載いただく①電力量（売電電力量／発電電力量×100）で行うものとします。
8	6	2	6	2)	(5)	運營業務	「施設見学者への施設の説明・案内等は本組合が対応するので、運営事業者はその補助を行う。」とありますが、運営事業者の補助の内容は、見学者からの質問に対する回答の作成であり、案内等が同行する必要は無い理解でよろしいでしょうか。	運営事業者は稼働開始から1年間、本組合が行う一般見学及び行政視察への対応に同行することとしてください。稼働1年以降の一般見学及び行政視察への対応は本組合が実施するため、運営事業者の同行・同席は不要です。ただし、運営事業者は当該見学及び視察における技術的な質問への回答作成に協力することとしてください。
9	6	2	6	2)	(7)	運營業務	「運営事業者は、要求水準書及び運營業務委託契約書等に明記されていない事項であっても、本施設の運営上、当然必要と思われるものについては、本組合の指示に従い、運営事業者の負担と責任において実施する。」とありますが、その際は事前に協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	6	2	6	3)	(1)	業務終了時の引継業務	「所有する図面・資料の開示」とありますが、特許やノウハウに関する内容については、非開示との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	7	2	7	7)		災害廃棄物ストックヤード	災害廃棄物ストックヤードについて、一次仮置き、もしくは二次仮置きかなど運営方法をご教示願います。	未定です。
12	8	3	1			民間事業者の募集及び選定等のスケジュール	競争的対話の日時は別途通知されると考えますが、その通知で事前に提出した提案概要書に基づいたパワーポイント等の補足資料の活用可否や印刷部数等についてもご指示頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	8	3	1			民間事業者の募集及び選定等のスケジュール	「技術提案書・入札書類等の受付締切：令和7年9月30日（火）」から「非価格要素及び価格要素審査、総合的な評価の実施：令和7年12月」の期間において、ヒアリングの事前質問等は予定していますでしょうか。	ヒアリングの前に質問を送付し、書面で回答いただく予定です。

14	8	3	1			民間事業者の募集及び選定等のスケジュール	民間事業者の募集及び選定等のスケジュール中の、「非価格要素及び価格要素審査、総合的な評価の実施」と「落札者の決定」がどちらも令和7年12月と記載されていますが、提案書に関するヒアリングが行われた後、同日中に開札が行われると考えてよろしいでしょうか。	提案書に関するヒアリングと開札は同日に行う予定ですが、落札者の決定の公表は後日となります。
15	11	4	1	(5)		応募者の構成等	「応募者は、応募時に代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、」とありますが、明らかにする具体的な協力企業は、「第4章1(7)ア及びイ」に該当する企業との認識でよろしいでしょうか。	少なくとも「第4章1(7)ア及びイ」に該当する企業は明らかにしてください。
16	11	4	1	(6)		応募者の入札参加資格要件	(6)の要件を満たす企業以外で構成員になる企業（地元企業以外）の場合でも、資格者名簿の登録は必要でしょうか。 また必要な場合、登録名（岩手営業所）と実際に申請する名称（東北支店）を別にすることは可能でしょうか。	構成員は、資格者名簿に登録されている必要があります。登録名と実際に申請する名称は合わせてください。もし、既に登録している支店や営業所名から変更する場合は、変更申請を受け付けています。
17	11	4	1	(7)		応募者の構成等	応募者は、以下の要件を満たす業者を、協力企業に含めるものとする。」とありますが、電気工事、管工事それぞれから協力企業に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	12	4	1	(8)		応募者の構成等	「代表企業の変更、構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情がある」と本組合が認めた場合は、この限りではない。」とあり、「貴組合が特段の事情があると認めた場合、代表企業の変更が認められる」と読み取れます。代表企業は提案書の履行をはじめ本事業の契約責任を負う企業として入札にあたりますので、そのような代表企業の変更はいかなる場合も通常認められないと考えられ、(8)に「代表企業」が含まれているのは誤記と考えてよろしいでしょうか。	特段の事情があると本組合が認めた場合は、代表企業についても変更を認めます。
19	12	4	2	(3)		応募者が入札に参加するための要件	「指名停止を受けている期間中にないこと」とありますが、下記理解でよろしいでしょうか。 ・入札参加資格審査書類の受付締切日から落札者の決定までの期間に、貴組合において契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成19年告示第19号）第10の規定により指名停止を受けていないこと。 ・落札者決定以降に指名停止が出た場合は、基本協定書（案）第9条に従い、基本契約は結ばないこと。	お見込みのとおりです。
20	13	4	3			本施設の設計、建設を行う企業の要件	「1）建築物の設計及び建設に係る業務」とありますが、「建築物の設計業務」と「建築物の建設業務」を異なる構成員が分担することも可能と考えてよろしいでしょうか。 その際、「建築物の設計業務」を担う企業は設計に該当する要件のみ、「建築物の建設業務」を担う企業は建設に該当する要件のみをそれぞれが満たすという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。担う役割に応じ、該当する要件のみを適切に満たすことを求めているため、ご質問の場合は、「建築物の設計業務」を行う構成員は該当する(2)(3)の要件を満たし、「建築物の建設業務」を行う構成員は該当する(1)(4)の要件を満たすこととしてください。
21	13	4	3	(2)		本施設の設計、建設を行う企業の要件	建築士法第3条、第3条の2及び第3条の3において建築士でなければならない業務は一定規模以上の建築物の設計又は工事監理とされています。工事監理は、入札説明書第2章7-3)において貴組合の業務とされているため、建築士法による有資格者配置が必要となるのは建築物の設計を行う構成員であり、建築物の建設のみを行う構成員に関しては、その必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	13	4	3	(4)		本施設の設計、建設を行う企業の要件	建築業法第26条において、監理技術者又は主任技術者の設置が必要となるのは建設業者が、請け負った建設工事を施工するときとされています。建設業法による監理技術者又は主任技術者の設置が必要となるのは建築物の建設を行う構成員であり、建築物の設計のみを行う構成員に関しては、その必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	14	4	4			施設の運転・維持管理を行う企業の要件	「施設の運転・維持管理を行う企業の要件」の中で問われる「運転・維持管理業務の実績」について、本事業で定義する、「運転・維持管理業務の実績」とは下記の理解でよろしいでしょうか。 本事業の要求水準書P.153第2章第2節に規定される「運転管理業務」（ただし、1.7 生ごみ堆肥化設備の運転管理を除く）およびP.156第2章第5節に規定される「維持管理業務」を一括で請け負っている実績。	お見込みのとおりです。
24	14	4	4			施設の運転・維持管理を行う企業の要件	運転・維持管理業務を行う企業は「R7年3月31日時点で、1年以上の運転・維持管理実績を有していること」とありますが、R6年4月1日が供用開始日の場合、1年以上の実績は、R7年4月1日時点から有するという理解でよろしいでしょうか。	R6年4月1日が供用開始日の場合、R7年3月31日時点で1年以上の実績を有しているものとします。

25	15	4	5、6			参加資格の喪失、応募者の代表企業、構成員及び協力企業の変更	「応募者が、参加資格要件の確認日から特定事業契約の締結までの間に、上記1から4までに掲げる要件を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すものとする。」とありますが、応募者と貴組合との協議等を行い、当該参加資格要件を失った企業の代替企業について貴組合の承諾を得た場合は、応募者の構成員又は協力企業の変更としてお認め頂けないでしょうか。	特段の事情があると本組合が認めた場合は、協議を行い、当該参加資格要件を失った企業の代替企業について本組合の承諾を得た場合は、代表企業を除く構成員又は協力企業の変更を認めるものとします。
26	17	5	3	3)		現地視察の実施	事業者が希望した場合に限り再度現地視察を実施させて頂けないでしょうか。	各事業者一度のみ受け付けます。ただし、その場での質問は一切受け付けません。
27	18	5	3	5)		入札説明書等に関する質問受付及び回答	質問に対する回答はすべて公開する。「なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、…については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。」とありますが、公表する内容と個別に送付する内容については、事前に協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	個別回答を希望されていない質問については、事前に協議することなく公表します。個別回答を希望されている質問について公表する場合は、事前にお伝えします。
28	19	5	4	3)		資格審査申請書等の提出方法	資格審査申請書の提出はファイル綴じ（キングファイル等）での提出と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	20	5	5			提案概要書	提案概要書で提出した施設概要、発電計画、配置計画等および工事計画は、競争的対話の資料となるものであり、そこで提出した内容が技術提案書や入札書類の内容を制限するものではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	20	5	5	2)		提案概要書の提出方法	提案概要書の電子データ2セットは正1枚・副1枚を作成し、それぞれ1部ずつの合計2部を提出する。もしくは、1枚の中に正本及び副本のデータを格納したものを2枚提出する。どちらの認識が正しいでしょうか。	前者としてください。
31	21	5	5	4)		競争的対話	競争的対話は「発注者と民間事業者が意見交換する場である」との記載があることから、提案概要書は非価格要素審査には影響を与えないものであり、選定委員に共有されない資料であると考えてよろしいでしょうか。	提案概要書は非価格要素審査には影響を与えないものですが、透明性の確保と専門的な立場から意見をもらうことを目的として、選定委員にも資料を共有する予定です。
32	21	5	5	4)		競争的対話	競争的対話の中で確認する質疑に関する内容が公表される場合に、事業者のノウハウを含んだ内容となる可能性があるため、公表内容については事前に協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	21	5	6	1)	(1)	特定建設工事共同企業体協定書（乙型又は甲型）	JV協定書について「貴組合への提出用として正本1部、副本5部提出する」とのご指示ですが、提出用として写し1部のご提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	22	5	6	2)		入札書類等の提出方法	電子媒体への格納にあたっては、AcrobatReaderXで閲覧可能（PDF形式）かつテキスト抽出できる形式とありますが、本文や図表等のことであり、図面や図版については対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	22	5	6	2)		入札書類等の提出方法	入札図書は、提案概要書と同様に、A4版縦（A3版の書類については、片面印刷でA4版に折込み）・横書き・左綴じで作成するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	25	5	8	2)	(1)	特別目的会社の設立	「本店所在地を組合構成市町内とすること」とありますが、事業費削減の観点（オフィスの賃借料等）より、本施設の建設期間中は本敷地内（建設事務所内）、運営期間中は本施設内に設けてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
37	27	5	10	2)		著作権等	「…公表が必要と認めるときは、本組合は、提案書の全部又は一部を無償で使用するができます。」とありますが、提案書には事業者のノウハウが含まれており、公表されることで競争的地位が害されるおそれがあります。公表内容については事前に協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案書については、原則非公開での取扱いとしますが、提案書に係る情報公開については、その内容について事業者と事前に協議した上で決定するものとします。
38	添付資料3	1	1)			様式第1号-6 入札参加資格要件確認書	「本工事に専任で配置を予定している主任技術者又は監理技術者について、法令に基づく資格・免許等及び雇用関係が確認できる書類」の提出について、入札参加資格申請時に専任で配置予定の主任技術者又は監理技術者を決定することが困難なため、複数人の配置予定者の書類を提出することをお認め頂けないでしょうか。	差し支えありません。
39	添付資料3	2	1)			提案概要書	提案概要書等の提出書類の中に、様式第2号-3「競争的対話における確認事項」がありますが、これは提案概要書の内容の他に、事前の質疑応答等で明確にならなかった事項等、民間事業者側から確認したい事項を記載すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案概要書以外の確認事項についても様式第2号-3にご記載ください。
40	添付資料3	2	1)			提案概要書	提案概要書等の提出書類の中に、様式第2号-3「競争的対話における確認事項」がありますが、本様式は提案概要書と一緒に提出するものであり、競争的対話までに回答頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	添付資料3	2	1)			提案概要書	事前に提出した提案概要書に対して、競争的対話までに貴組合からの質疑一覧表等は頂けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。競争的対話の前に質疑一覧表を送付し、事前に回答もいただきます。

42	添付資料3	3	1)				入札書類等の提出書類	封筒での提出となる様式第8号等の価格要素入札書は、分冊数の上限となる3冊以内にはカウントされないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
----	-------	---	----	--	--	--	------------	--	-------------

4. 様式集に関する意見・質問

番号	頁	項目番号			項目名	意見・質問事項	回答
1	2	様式第1号-2	2	※1	応募者の構成	『業務実施体制図（建設共同企業体、下請け等が判別できるスキーム図等）を添付すること』とありますが、下請け等とは、協力企業を記載する理解でよろしいのでしょうか。協力企業以外の下請けは、参加資格申請提出時には、確定していないと思料します。そのため、スキーム図には、協力企業までの理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	2	様式第1号-2			応募者の構成	一関市の格付けに登録がある企業は、市が公表している格付け一覧に記載があり資格要件を満たしていることを証明できることから、建築・電気・管工事企業の登記簿謄本等を添付せずとも、格付け一覧を添付することで充足すると理解してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	様式第1号-3			特定建設工事共同企業体協定書	特定建設工事共同企業体協定書は、貴組合と直接契約を締結する特定建設工事共同企業体のみ提出が必要であると考えてよろしいのでしょうか。または、建設工事を行うにあたり組成される全ての特定建設工事共同企業体協定書の提出が必要でしょうか。	本組合と直接契約を締結する特定建設工事共同企業体のみで差し支えありません。
4	14	様式第1号-4-2			参加予定の地元企業	「参加予定の地元企業」は、様式第1号-4-1に「入札参加資格要件に示す要件に対し…地元企業を配置する予定です。」とあることから、地元発注を行う想定企業を全て記載するのではなく、元請および協力企業に名を連ねる企業に限って記載するという認識でよろしいのでしょうか。	構成員及び協力企業に含む企業について記載してください。
5	16	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	「会社概要」とありますが、会社パンフレット、会社経歴書、会社沿革等の提出で足りるものと考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	16	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	各「納税証明書」の「直近の事業年度」とは、現時点で取得できる最新の「事業年度」と理解してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	16	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	建設業法による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていることの証明が可能な書類は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（ https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/ ）において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したものでもよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	16	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	建築物の設計のみを行う構成員は建設業法による「建築工事業」に係る特定建設業の許可は不要と考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	17	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	各種税証明、登記簿等は「発行日から3か月以内に取得したものに限る」とありますが、「提出日から遡って3か月以内に発行したもの」に限るかと考えてよろしいのでしょうか。また、提出物は写しの提出でもよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	17	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	「①、②の施設での運転・維持管理実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事できることを証明する書類。」とありますが、「規定する担当者を必ず設置する旨の誓約書」を提出すると理解してよろしいのでしょうか。 その際、誓約書は事業者任意のフォーマットで作成し提出するものと理解してよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	17	様式第1号-6			入札参加資格要件確認書	3. 本施設の運転・維持管理を行う企業の入札参加要件確認書③において、①（地方公共団体の一般廃棄物処理施設であるごみ焼却施設のうち、焼却方式（ストーカ式）の施設）、②（地方公共団体の一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設のうち、不燃・粗大ごみの破碎選別処理ラインを有する施設）の施設での運転・維持管理実績を有する専門の技術者とあります。 一方、入札説明書の施設の運転・維持管理を行う企業の要件においては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設での運転・維持管理実績のみ要件として定められております。 については、入札参加要件で配置が求められている専門の技術者の実績としては②施設での運転・維持管理実績は不要であると考えてよろしいでしょうか。	原則としてSPCに専任で配置する専門の技術者は、①、②の施設での従事実績を満たすものとしてください。やむを得ない事情によって①のみの従事経験とする場合、マテリアルリサイクル推進施設を総括する責任者は②に示す施設において運転・維持管理実績を満たす技術者を運営開始から1年以上体制表に含めてください。